

京都市告示第295号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条の規定に基づき、建築基準法第42条第2項に規定する道路の廃止の承認をしましたので、同条例第4条の規定に基づき告示します。

また、これにより、建築基準法第42条第2項の規定による道路（昭和25年12月8日指定 京都府告示第820号）の指定の一部を取り消しましたので、併せて告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和7年7月14日

京都市長 松井孝治

1 承認事項

番号	年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	申請者
第6079号	令和7.7.9	メートル 4.000	メートル 39.340	京都市右京区山ノ内宮脇町1番4の一部、1番5の一部、1番9、1番10の一部及び同区山ノ内大町1番20の一部並びに市有地の一部	株式会社ワールド・エスティート 代表取締役 石原 健次

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(都市計画局建築指導部建築指導課)